

札幌市中央卸売市場戦略的経営支援事業補助金交付要綱

平成 23 年 5 月 31 日経済局長決裁

(通則)

第 1 条 札幌市中央卸売市場戦略的経営支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、札幌市中央卸売市場（以下「市場」という。）の機能強化を推進し、北海道産青果物及び水産物の販売促進を図るため、市場関係者が実施する新たな北海道産品のブランド化（新製品の開発を含む。）及び販路開拓に係る事業並びに仲卸業者が行う経営近代化、経営改善及び組織再編等の取組みに対して本市が当該事業又は取組みに係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売業者

市場において卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 15 条の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた者

(2) 仲卸業者

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和 47 年条例第 3 号。以下「業務規程」という。）第 20 条の規定に基づき市長の許可を受けた者

(3) 小売組合

業務規程第 28 条第 1 項に規定する売買参加者又は同条第 2 項に規定する買出人を組合員とする中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業組合であって、市場の運営に深く関与している者

(4) 市場関係者

卸売業者、仲卸業者、小売組合及びそれらのグループ

(補助事業及び補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の事業及び経費とする。

(各事業の補助金の交付額)

第 5 条 各補助事業の交付額は、予算並びに別に定める補助対象経費、補助率及び補助限度額の範囲内とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の公募及び採択)

第6条 補助事業は、別に定める方法で公募し、札幌市中央卸売市場戦略的経営支援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を基に市長が決定する。

2 選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、市長の定める期日までに別表の補助事業の区分に応じて、補助金交付申請書（様式1）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 事業収支予算書（様式3）
- (3) 事業実施スケジュール（様式4）
- (4) 小売組合にあつては、定款並びに役員名簿及び組合員名簿
- (5) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (6) その他市長が必要とする書類

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書類を審査し、補助金を交付することが適当と認められたときには、当該申請を行った者に補助金交付決定通知書（様式5）により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金交付決定を行うことができる。

(補助事業内容等の変更承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ事業内容変更等承認申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等承認申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、理由があると認めるときはこれを承認し、申請者に対して事業内容変更等承認通知書（様式7）により通知するものとする。

3 市長は、当該事業内容の変更等について、必要であると認めるときは、選考委員会の意見を聞くことができる。

(事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに事業完了報告書（様式 8）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式 9）
- (2) 補助金精算書（様式 10）
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の額の確定及び通知)

第 12 条 市長は、前条の規定による補助事業完了報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式 11）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による通知後、補助事業者の請求により補助金を交付する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、第 8 条の規定による交付決定後、補助事業者の請求により概算で補助金を交付することができる。

(事業の報告の徴収等)

第 14 条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第 15 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、補助金の交付を取り消し、補助金交付額を減額し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- (2) 本要綱又は通知書に付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、特に市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による処分を行うときは、補助事業者に対して、その理由を示さなければならない。

(各事業の財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなけれ

ばならない。

- 3 取得財産等については、各事業の補助事業者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでは、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（各事業の補助金の経理等）

- 第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にして帳簿等の証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（委任）

- 第 18 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、中央卸売市場長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

別 表（補助事業及び補助対象経費）

補助事業の区分	補助対象経費
1 札幌市中央卸売市場 戦略的経営支援事業	
(1) 市場流通品の販路 拡大支援事業	<p>市場関係者が北海道産品のブランド化（新製品の開発を含む。）及び販路開拓に関する期間を限定したモデル事業を実施するに当たり、当該事業に係る経費の一部とする。</p> <p>なお、補助対象経費等は、別に定める「市場流通品の販路拡大支援事業費補助金交付要領（平成 23 年 5 月 31 日経済局長決裁）」に掲げるものとする。</p>
(2) 経営近代化事業	<p>仲卸業者が行う、経営近代化及び経営改善に資する事業並びに企業の組織再編等に関する事業を実施するに当たり、当該事業に係る経費の一部とする。</p> <p>なお、補助対象経費等は、別に定める「経営近代化事業費補助金交付要領(平成 23 年 5 月 31 日経済局長決裁)」に掲げるものとする。</p>